

督捕則例の成立

——清初の官僚制と社会——

谷井 俊 仁

【要約】 順治時代、旗下の家人が逃亡するという逃人問題は、大きな政治問題となっており、満洲人は、隠匿満州逃亡新旧家人律を始めとする厳しい逃人法で応じた。一方漢人は、逃人罪の構成要件を細分化し、法の遵守を求めることによって、刑の軽減に成功した。最終的に逃人律は廃止され、ここに督捕則例が成立する。しかし、このような法の改訂は、所詮官僚が逃人を処理する際の基準の手直しでしかないものであり、問題の社会的理由は放置されたままであった。

史林 七二卷二号 一九八九年三月

はじめに

最後の中華帝国たる清朝が、満洲人による征服王朝であったことは、周知の事実であるにもかかわらず、従来の清代法制史研究の中では、そのことが精力的に取り上げられてこなかったように見える。文化的にも、社会的にも圧倒的に多様な複雑な展開を示していた漢人世界に対し、どのように満洲人は向かったのか。どのような法令を制定し、清朝三百年の礎となる官僚制を整備発展させてきたのか。武力的優位は支配のきっかけではありえても、支配の体制化、日常化とは次元を異にする以上、この問題は問われねばならないだろう。^①

本稿は、順治時代の逃人法を通じて、官僚制の形成の側面を粗描する試みである。逃人問題については、夙に孟森氏が、圈地と並んで順治期の重大な政治問題として取り上げている割には、圈地ほど研究がされてきたとは言いがたい。しか

し、問題の実際の展開を考えるならば、圜地が順治四年の停止令で一応結着がついたのに対し、^③ 逃人は、順治・康熙兩朝にまたがって重大な問題であり続けた。よって、逃人法を追うことによって、我々は、当時の國家建設、官僚制形成の一面を窺うことが可能なのである。

逃人に関する先行研究としては、周藤吉之氏、劉家駒氏、孟昭信氏のもを挙げることができ、基本的なことは言及され尽くしていると言つてよい。^④ 特に劉氏の研究は、檔案を駆使した網羅的なものであり、裨益されるところが大きい。

ただ三氏とも、逃人問題を圜地との関連、民族矛盾との関連で採り上げておられ、必ずしも筆者の有する法制史的、官僚制的関心に沿うものではない。そこに、筆者が改めて取り上げる余地が残されているようである。以下、既に論じられていることは省略したり、簡略にすませたことを予じめ御了承願いたい。

以下、特に出典を明記しないものは、全て『世祖実録』による。中国第一歴史檔案館編『清代檔案史料叢編』第十輯（中華書局、一九八四）、『順治年間的逃人問題』は、『逃人』と略す。

① この問題に関する最も重要な研究は、宮崎市定「清朝における國語問題の一面」（『東方史論叢』第一、一九四七。のち『アジア史研究』第三）同朋舎、一九五七に再録）であろう。

② 『明清史講義』（中華書局、一九八一）、第四編第一章第三節、世祖。
③ 細谷良夫「畿輔旗地の成立と性格」（『一関工業高等専門学校紀要』一、一九六七）。

一 隱匿滿州逃亡新旧家人律の成立

逃人問題とは、劉氏の説明によれば、旗人の家で役使されたり、農業生産に従事していた奴隸が逃亡するという問題である。旗人は基本的に旗地に頼って生活をしてきた以上、耕作者たる奴隸（以下家人の語で統一する）の逃亡は見過ごせない

④ 周藤吉之「清初に於ける畿輔旗地の成立過程」（『清代東アジア研究』日本學術振興會、一九七二所収）。劉家駒「順治年間的逃人問題」

（『慶祝李濟先生七十歲論文集』清華學報社、一九六七所収。のち同氏著『清初政治發展史論集』台灣商務印書館、一九七八に再録。但し再録するにあたって、一七八件の逃人關係檔案を整理した表が省かれてしまった）。孟昭信「清初『逃人法』試探」（『明清史國際學術討論會秘書處論文組編『明清史國際學術討論會論文集』天津人民出版社、一九八二所収）。

事態であった。

逃人に関する入関後始めての規定は、順治元年八月癸亥(八日)に、睿親王の論として出る。

又、各府・州・県・衛に属するところの郷村は、十家ごとに一甲長を置き、百家ごとに一総甲を置く。凡そ盜賊・逃人・姦宄の竊発せる事故に遇わば、隣佑は即ちに甲長に報知し、甲長は総甲に報知し、総甲は府・州・県・衛に報知す。府・州・県・衛は核実し、兵部に申解す。若し一家隠匿し、その隣佑の九家・甲長・総甲首告を行わずんば、俱に治するに重罪をもってし、貸さず。

このように、盜賊と抱き合わせになっていることからわかるように、逃人問題は、まだ単独で採り上げるに値するような尖锐な問題とは意識されてなかったようである。

しかし、そのほんの二箇月後の十月二十一日には、早くも撰政王の令旨として逃人法が發布される。

道・府・州・県・衛所の城内、及び城外の各郷屯は、十家ごとに一人に委して仕長となし、百家ごとに一人に委して首長となす。もし逃亡あらば、隣家の仕長に首告し、仕長の百長に転報するを許す。百長査問して明白なれば、府・州・県・衛所に具呈す。察実して撫按に申報し、兵部に転報す。もし一戸逃亡を隠匿し、九戸・十長・百長拳報を行わず、傍人に拳首せらるるを致さば、その九戸・仕長・百長は分別して坐罪し、隠匿の人をもって死に処す。その家財・人口は分かちて三分となし、一分をもって拳首の人に賞給し、二分は官に入る。もし先に隠匿の人に係るも自ら来たりて首告するあり、并びに傍人の首告する者あらば、逃亡の人口をもって、官の估価に当てて分かちて三分となし、人は本主に帰し、即ち本主の名下より估価の三分の一を取りて、首告の人に賞給す。^①

八月の規定と十月の規定では種々の相異が見られるが、何と云っても一番大きな違いは、八月の規定では、隠匿の罪を、治するに重罪をもってすというように、曖昧にしか規定していなかったのを、ここで始めて明確に規定したことである。逃人問題を処理するのは兵部であるのだが、治するに重罪をもってすでは、一体どの位の罪に擬してよいのかわからない。窩逃は死罪、その家財・人口は三分の一を告発者に賞給する等々と明確に規定されて、始めて兵部は逃人問題処理のガイドラインを得たのである。

換言すれば、八月の規定には、逃人が捕まりさえすればよいという実質本位的な発想があると言えよう。そこでは、まだ逃人問題を官僚制の枠内で処理することに対する意識が稀薄なのである。

それでは、このような意識の変化、規定の変化は何によってもたらされたのであろうか。答は簡単である。満洲人が漢人と共に逃人問題を審理しなくてはならなくなったからである。そして、このような流れをリードしたのが漢人側であることも疑いない。

なぜなら、第四章でのべるように、満洲人にとっては、実質的に逃人が捕まり、逃人問題が解決すればよいのであって、わざわざ改めてそれを官僚制内部で再処理する必要はなかった、少くとも二次的な意味しか持っていなかったからである。未だ整備の途中にある国家に多くを期待するのは無理があった。^③

しかし漢人官僚にとってはそうではなかった。彼等にとって所詮逃人問題は関係のないことである。逃人が捕まり、逃人問題が解決しようと、別に彼等の生活が改善されるわけではない。しかし、逃人問題によって累が己に及んでくるとなると、逃人法とは一体何なのかを明らかにする必要性に迫られる。又、自らが擬罪せねばならないとなると、基本的に利害のない問題である以上、何か客観的な基準を設けねばならなくなる。

折しも、漢人官僚の間では、律の制定を求める声が頻々と上がっていた。明律的秩序の中に生きてきた漢人にとって、満洲人の刑罰運用は理解できないが故に、恐怖であったからである。

実録で一番始めに確認できる律の制定の要求は、順治元年六月甲戌（十八日）の、順天巡按柳寅東のものである。

鼎革以来、政教いまだ敷かず。蝨然の民守るところを知らなく、姦悪の輩顧忌するところなし。蓋し聞くに、帝王の教を弼くるは、五刑を廃せず。恐るらくは、鞭責はもって衆を威すに足らず。罰を明らかにするは、乃ち法を救うゆえん。宜しく速やかに律令を定め、中外に頒示すべし。民をして敢えて犯さしめず、禍乱自ずから清からん。

順治律の御製序には、太祖・太宗時代は「大辟のほか、ただ鞭笞のみあり」とのべるが、実際は様々な刑罰があった。

脚の筋を断つ刑はその一例であるが、明律的刑罰秩序の中に生きてきた漢人にとって、これは正に恐怖であった。何をしたらどの位の刑罰が下ってくるのか全くわからない。罰を明らかにせねばならないのである。明が倒れた以上、満洲人の支配は、とりあえず受け入れねばなるまい。しかし、漢人と全く価値判断を異にする満洲人の支配は、予想がつかないという点で恐怖であった。漢人官僚の頻々たる律の制定を求める上奏には、このような背景があったものと思われる。

柳寅東に対し、睿親王は、明律に准拠せよと答えているが、漢人の眼から見るところの満洲人による刑罰上の無秩序状態は、睿親王の一片の命令で解消されるものではなかった。二箇月後の八月丙辰（一日）、刑科給事中の孫襄が、明律を時宜を斟酌して改訂し、

内は國都、外は郡邑をして皆曉然たらしめよ。画□の制において、確たること繩尺の如く、信なること四時の如くせん。^⑤
と請うているのは、それを示す。

孫襄の明律改訂の議に対し、睿親王は、

法司官をして廷臣と会同し、明律を詳釋し、時宜を參酌し、集議允當にして、もって成書を裁定し、天下に頒行するに便ならしめよ。^⑥
と諭し、ここに清律の制定が始まったのであった。

順治律の成立過程については、夙に島田正郎氏が、「清律の成立」^⑦の中で、吳達海疏、剛林疏を用いてのべておられるので、ここで再論はしない。ただ、順治律成立上の最大の問題点である、御製序の日附三年五月と、実録による頒行の日附四年三月乙丑（二四日）がずれている問題に対しては、やや明快さを欠くと思われるので、以下論ずることにしたい。

このずれに關しては、やはり島田氏がのべられる通り、三年五月の段階で、順治律は一旦完成したと見るべきであろう。しかしそれに対し、

皇上、皇叔父撰政王欽恤深心にして、ただ一としていまだ當らず、遵行に便ならざるあるを恐れ、仍りて臣范文程、臣剛林、臣祁充格、臣馮銓、臣寧完我、臣宋權に命じて、再び審定を加え、滿漢を斟酌し、務めて時宜に合わしむ。^⑧

とあるように、時宜への合致を求めてのつき返しが行われたのであった。

実は、この「時宜」というのが、何ら一般論的な曖昧なものではなく、特定の事態を意味していたことは、次の記事よりわかる。順治三年五月庚戌(五日)の『実録』に、

兵部に諭す。満洲の家人を隠匿するは、向來重罪に定擬す。朕心に忍びず、滅じて鞭答となすに、あに料らんや、愚民軫恤の心を体せず、反って隠匿の弊多し。在在容留して拳首を行わず。ただこの数月の間のみにて、逃人は已に幾んど数万なり。これ皆該管の地方官員嚴察を加えざるの咎なり。かくのごとく逃竄已まざるは、法を玩ぶこと殊に甚し。それ如何にして新律を更定し、蔽に飭行をなし、愚民をして國法に懼るを免れしむるか、爾部詳議して具奏せよ。

とあり、兵部に対して、逃人に関する新律の更定が命じられたことが明らかである。

ただ、刑部ではなく兵部に命じたのが、変と言えば変な話である。しかし順治時代には、刑部以外の衙門が条例の作成に与ることが間々あった。例えば、順治律卷一二、礼律、儀制、服舍違式には、礼部への伝諭をのせ、同卷一七、兵律、郵駅、駅使稽程には兵部への伝諭をのせ、各々条例化しているのは、その例証である^⑩。

尤も、問題なのはそのようなことではない。真に問題なのは、この逃人律が、島田氏が順治律の後刻本の中で最も重視せねばならないとべられる東京大学東洋文化研究所蔵の康熙九年部頒本に存在しない、必然的にその後の清律にも見当たらないことである。そのため、島田氏はこの記事に注目されなかったのであろう。

ところが、京都大学人文科学研究所蔵の白玉堂蔵板『大清律集解附例』には、この律をのせている。これは珍しいと思うので、以下原文の体裁を改めずに載せ、読み下しは下段に附す。

隠匿満州逃亡新旧家人

満州の逃亡せる新・旧家人を隠匿す

一 凡隠匿満州逃亡家人者須逃案先在兵部

一、凡そ満州の逃亡せる家人を隠匿せば、すべからず逃案は、先に兵部にありて

准理或被旁人告首或失主察獲或地方官

准理すべし。或いは、旁人に告首せられ、或いは、失主察獲し、或いは、地方官

察出將隱匿之主及鄰佑九家百家長尽行捉拏并隱主家資起解兵部審明記簿転送刑部勘問的確將逃人鞭一百掃還原主隱匿犯人処斬其家資無多者給失主家資豊厚者或全給半給請

旨定奪処分將本犯家資三分之内以一分賞給首告人大約不出百兩之外其鄰佑九家百家長各鞭一百流徙辺遠如不係該地方官察出者其本犯居住某府州縣即坐本官以怠忽稽察之罪府降州降縣降丞若本犯出於某縣其該管上司若知州知府道官計隱一人罰俸一箇月至十二人必罰俸一年則降一級該管巡撫失於稽察亦計逃人多寡通為罰俸巡按失於稽察回道嚴加考核各地方逃人若經一月不行察送者本府本州本縣官如律問罪知府司道若係所屬地方其逃人經四十五日以内不行察送者如律問罪撫按六十日以内不行察送者如律問罪如隱匿之人自行出首罪止逃人或一鄰拳首亦罪止逃人并隱匿之人餘俱無

察出せば、隱匿の主、及び鄰佑の九家・百家長をもって、尽く捉拏を行う。并びに隱主の家資は、兵部に起解し、審明して簿に記し転送す。刑部勘問すること的確なれば、逃人をもって鞭一百とし、原主に掃還す。隱匿の犯人は、斬に処す。その家資の多くは無き者は、失主に給す。家資の豊厚なる者は、或いは全給するや、半給するやは、

旨を請いて定奪処分す。本犯の家資をもって三分するの内、一分をもって首告人に賞給す。大約百兩の外に出でず。その鄰佑の九家・百家長は、各々鞭一百、辺遠に流徙す。もし、該地方官の察出せる者に係らざれば、その本犯某府・州・縣に居住すれば、即ち、本官を坐するに稽察に怠忽の罪をもってし、府は州に降し、州は縣に降し、（府・州・縣は縣丞に降す。もし本犯某縣に出でなば、その該管の上司、知州・知府・道官の若きは、隱一人を計ることに罰俸一箇月。十二人に至らば、まさに罰俸一年たるべければ、則ち一級を降す。該管の巡撫稽察に失すれば、亦た逃人の多寡を計りて、通して罰俸となす。巡按稽察に失すれば、道に回りにて嚴に考核を加す。各地方の逃人、もし一月を経て察送を行わずんば、本府・本州・本縣官は、律の如く問罪す。知府・司・道、もし所屬の地方に係りて、その逃人四十五日を経る以内に、察送を行わずんば、律の如く問罪す。撫・按は六十日以内に察送を行わずんば、律の如く問罪す。もし、隱匿の人自から出首を行わば、罪は逃人に止まる。或いは一鄰拳首せば、亦た罪は逃人、并びに隱匿の人に止まり、餘は、俱に

罪如鄰佑百家長拳首亦將隱匿家資賞給

罪なし。もし鄰佑・百家長拳首せば、亦た隱匿の家資をもつて

三分之一自回投主者隱匿之家併左右二

三分の一を賞給す。自から主に回投せば、隱匿の家、併びに左右二

鄰俱流徙辺遠餘鄰七家十長各責五十鞭

鄰は、俱に辺遠に流徙す。餘鄰の七家・十長は、各々五十鞭を責む。

該管官員及百家長俱免罪撫按及各該地

該管の官員、及び百家長は、俱に免罪す。撫・按、及び各該地

方官以察解之多寡為功殿最有犯此律者

方官は、察解の多寡をもつて功の殿最となす。この律を犯すものあらば、

遇

赦に遇うも

赦不赦

赦さず。

これは卷四、戸律、戸役の收留迷失子女と賦役不均の間にのせられており、そのために、戸役が普通より一つ多い全十
六条となっているのである。

この白玉堂本が如何なる性格のものなのかは、書誌学上の問題なので、後考に譲りたい^⑩。ただ書式上若干気付いたこと
をのべると、隱匿滿州逃亡新旧家人とタイトルが一行使って記されているのは、他の律のタイトルの出し方と同じで、こ
れが律であることを示すが、本文の頭にある一なる字は、他の用例を見ると、条例の頭に附けられる字であり、これが条
例であることを示す。つまりこの法は、書式上律とも条例ともつかない記され方をしているのである。

しかし、この法が律であつて、条例ではないことは、先程の実録の記事に照らしても、又、詐作梅の題本中の一節、

夫れ、逃人は律文の一端なるのみ^⑪。

からしても明らかである。

このようにしてみると、順治律成立上の問題点であつた日附のずれは、次のように理解されるであろう。順治元年八月
一日に制定が始まり、それは三年五月に一旦完成し、御製序も作られた。しかし、それは当時問題となつていた逃人への
規定を欠くものであつたために差し戻され、新たに隱匿滿州逃亡新旧家人律が附加され、四年三月二四日に頒行された

⑬
いうものである。

このように、満洲人は、漢人の律制定の要求を逆手にとって、隠匿満州逃亡新旧家人律を制定したのであった。明律にない律を加えるというのは、漢人達に、満洲人の逃人問題に対する並々なぬ意欲をアピールしたことであろう。

しかし、満洲人には、まだ律のもつ官僚制的意味というのが、よくわかっていなかったようである。右の律文を読めば明らかであるが、律の官僚制的意味というのは、ある犯罪を官僚制によって処理する際、それにどの位の刑を当てるべきかの基準を示すところにある。逃人が拏獲される、又は拏獲されざる事態が、官僚制によって処理さるべき問題として取り込まれた時、官僚は、逃人律を基準にして刑を当てるのである。

そのため、逃人律の制定と逃人問題の実質的、社会的解決は、一応別のものとしてとらえられねばならないことになる。あくまでも逃人問題の実質的解決を目指し、社会内で解決しさえすればよく、わざわざ官僚制内で再処理される必要をそれ程感じていなかった満洲人にしてみれば、この乖離は腹だたしいものであったが、この点については後でまたふれられることにしよう。

① 『明清檔案』A 2—24、摂政王令旨規定官告官吏貪職及首告隱匿逃人獎勵辦法。

② 順治元年五月癸巳（六日）。

撰政和碩睿親王令在京内閣・六部、都察院等衙門官員、俱以原官、同滿官一體辦事。

筆者が実見し得た内、最も早い日附（順治元年十二月八日）を持つ逃人裁判の檔案である『明清檔案』A 2—83、刑部左侍郎召羅題報拐騙滿洲婦女人犯姦密斬決においても、このことは確認し得る。

③ 実質的解決と官僚制内解決については、第三章で詳しく論ずる。

④ 順治二年閏六月乙未（十五日）。滿文老檔研究会訳註『滿文老檔』Ⅳ

太宗 1（東洋文庫、一九五九）天聰二年十月八日に、

sideri hūhaha niyalma be borho sechie,
善 盜んだ 罪 を 獲窮 罰いた。

とあるのがそれであらう。

⑤ 『明清檔案』A 1—75、刑科給事中孫襄啓請定刑書存國体禁刁訟蘇滯獄。

⑥ 『明清檔案』の批は、欠落部分があるので、節略されたものではあるが、『世祖實錄』によった。

⑦ 『法律論叢』五四—二、一九八一。のち『清朝蒙古例の研究——東洋法史論集第五——』（創文社、一九八二）に再録。

⑧ 吳達海疏は、沈家本『寄穆文存』卷八、順治律跋に引く。『明清檔案』には見えず。剛林疏は、後の清律にも引かれているが、削除され

ている部分があるので、テキストとしては、東京大学東洋文化研究所蔵康熙九年『大清律集解附例』にのせるものがよい。『明清檔案』には見えず。

⑨ 剛林疏。

⑩ 順治律とは、後でのべるように、京都大学人文科学研究所蔵の白玉堂本『大清律集解附例』を指す。記事自体は、康熙律たる『大清律例 硃誥広錠全書』にものせる。順治律と康熙律の区別については、第四章でのべる。

⑪ とりあえず、ここでは『京都大学人文科学研究所蔵目録』（京都大学人文科学研究所、一九七九）の記載を記しておく。大清律集解附例三十巻例一卷名例一卷増大清律附一卷新例一卷 清順治三年官撰 大清律附順治二年官撰 新例康熙三年官撰 順治四年刊本新例康熙三

二 逃人問題の背景

前章で見たように、満洲人は、隠匿満州逃亡新旧家人律を清律の中に組み込むことによって、逃人問題解決へ向けて並々ならぬ意欲を示したのであった。本章では、逃人とは何かを詳しく見ることを通じて、当時の社会背景を明らかにし、逃人拏獲の直接的困難さを示したい。

まず、家人の来源を明らかにしよう。これについては、劉氏が、①満洲兵の搶掠によるもの、②入関後無理やり投充させられたもの、③旗下に売り払われたもの、④罪により入官させられたものの四つを挙げておられるが、^①妥当な見解と言える。

①の搶掠についてのべると、満洲人にとって家人というのは、牛や馬などと同じ財産であった。そのため、中国本土へ進出するということは、例えてみれば、宝の山へ入りこんだも同然なのである。回りにいくらでもある宝をみすみす取ら

年刊白玉堂蔵板。

⑫ 『逃人』2、許作梅題為逃人之事不必另設職官事本。

⑬ 筆者が気付いている範囲で、少くとももう二本隠匿満州逃亡新旧家人律のありそうな清律がある。一つは、國務院法制局法制史研究室編『中国法制史参考書目簡介』（法律出版社、一九五七）四十三頁に引く、無編者姓名、十冊、清刻本とある『大清律例』で、これも戸律が九十五条と一条多い。もう一つは、張偉仁主編『中国法制史書目』（中央研究院歴史語言研究所、一九七六）に引く〇〇六二番の『大清律集解附例』で、律文が全四百五十九条と、通常の康熙律たる『大清律例 硃誥広錠全書』の四百五十八条に対して一条多い。ちなみに、雍正三年の律以降は全四百三十六条である。

ずにおすすめ手はない。彼等が人的掠奪を恣にしたのは当然であった。

朱和尚の供述。私は元來即墨縣嶽山衛の者でございます。崇禎十五年に大軍がやってきてつれ去られました。正黃旗の子ニルの祖洪煦が主人で、その家人となり、西直門に住んでおりました。滿洲名を爾即兔と申します。^②

張氏を訊問したところ、次の様に供述した。山東の諸城県の者でございます。大軍が土賊を討伐しに來た折に、正紅旗の王達子に連れ去られました。^③

また、投充の方は、劉氏ののべるように無理やり投充させられる逼投というものもあるが、後には、漢人の方で自発的に投充していく濫投の方が問題になる。^④ というのも、投充することによって、国家の税糧・差徭が免じられたからである。

そもそも、家人の官僚制的意味というのは、一般の民の管轄が州・県であるのに対して、帳簿上は戸部、實質的には八旗によって把握されるところに存した。^⑤ 例えば、帶地投充の弊害に対して、

宜しく戸部に敷して、投充の人をもって、原投の部檔に照らして査核し、地を給するの外、その多占の地畝は、即ちに原主に退還せしむ。^⑥

とあり、申告漏れ事件で、

豊潤県人の周元復が、以前の事件を告発してきた中で述べている。一族中のごろつきの周圍弼は、英王貝勒の莊頭に投充するに当たって、四十頃とだけ申告し、残りの腴地十五頃は、王糧も國課も納めておりません。^⑦

とある通りである。

このことは、むしろ^④罪により入官させられた場合において、より鮮明になる。

（兵部督捕）仍りて地方官に行文して、（富主）王国欽の妻子・家産、人口・房地冊をもって、速査して申解せしむ。部に到るの日を俟ちて官に入れ、戸部に咨送す。^⑧

又、家人が財産視されるとなると、^③旗下に売り払われる者も出てくるわけであるが、一方で、拐販という商売が成立

することになる。

例えば、拐子の皮四は、一人につき四〇〇〇文で仕入れ、それを牙子の金成元に銀八両で転売し、金成元は、更にそれを二〇〇三〇両で売っていた。このように割が良かったためであろうか、皮四のグループは、順治十一年十二月から翌年十二月迄の間に、漢人を百人以上も転売することを約束していたという。^⑨

このように、四つの主要なルートによって、続々と家人が取り込まれていった。その結果、例えば、睿親王の子の多爾博は、八百名も濫取していたと迄言われるに至ったのである。筆者は、入関後の家人の総数を明らかにし得ないが、この四つのルートによる取り込みは、かなりのものであったと考えざるを得ない。なぜなら、一年間で逃人が三万人にも上ったと言われているからである。^⑩三万人もの逃人を出し得る程の家人が存在したことは、逃人問題を考える上で先ず第一に押さえられねばならない点である。

となると、これだけ多くの家人が毎年逃げるのであるから、逃人問題が当時の大問題になるのは当然であるという考えも成り立ちそうであるが、この考えは少々ナイーブに過ぎるように思われる。なぜなら、第一章で見たように、逃人法はかなり厳しいものであったからである。逃人とかかわったらどういふことになるか位は、誰でも知っていることであった。又、遼東出身の家人は、そうとわかるなまりがあり、特に女性は、耳に孔をあけていたりして、^⑪外見からの判別が可能であったのである。

それでは、なぜ家人の逃亡が、ここまで拡大したのであろうか。何か家人の逃亡を、直接的・間接的にでも助けるような要因を他に求めねばなるまい。

まず考えられるのは、逃亡ではなく、公的・私的な理由によって正規に移動していた家人がたくさんいたであろうことである。そのために、それが逃亡なのか、正規なのかは区別がつきにくくなってしまふ。

初め精奇尼哈番任珍、興安総兵官に任せられし時、妻妾の人と通姦すれば、私かに殺死を行う。罪を懼れ、家人をして京に至り、兵・

刑二部に行賄せしむ。^⑭

といった通信。

諸王府の商人、及び旗下の官員の家人の外省にて貿易するを禁止す。^⑮

といった商業。

満洲家人、票を給して探親するに、良民を詐害するを許さず。^⑯

といった里帰り。

（満洲兵丁）命を奉じて出征するに、必ず随帯の人を需むるにより、耕種の業を失するを致す。^⑰

といった出征兵士の身の廻りの世話。そして何よりも、居住地と旗地の地理的分離が、家人の往来を頻繁にしたであろうことは、想像に難くない。

しかし、探親は別としても、他の通信・商業・随帯出征等の重要な仕事には、

旧人逃亡せるにより、投充人をもって随帯して出征する者あり。^⑱

とある記事からわかるように、入関以前の家人、旧人を使うであろうから、彼等が逃亡した時には、まだ先程のべた外見的特徴によって判別が可能なのであった。

むしろ問題なのは、隠匿満洲逃亡新旧家人のうち、新家人の方であった。談遷『北游録』紀聞下、新人に、

清朝の帰附せる者は、遼東をもって旧人となし、餘は新人となす。

とあるのをみれば、新家人とは、入関後の家人、具体的には、搶掠され、投充し、拐売され、入官させられた莫大な漢人家人を実質的に指すとみてよい。

となると、新家人は元來が漢人である以上、外見的区別は困難であると言わざるを得ない。そのため、彼等が逃亡した時、それを逃亡した家人だと見破る手掛りは、ほとんど失われてしまうのである。よって逃人間題の大半が旧家人ではな

く、新家人、莫大な救いのぼる新家人によるものであったろうことは疑いを容れない。

以上で明らかになったように、逃人問題解決のためには、正規で移動している家人と逃亡した家人をどう区別するか、逃亡する新家人と一般の漢人とをどう辨別するかというやっかいな問題を解決せねばならなかったのである。

折しも当時は、明末清初の戦乱によって人口が激減し、耕作地が荒れ果てた時代であった。ちょっとした自然条件の狂いが即座に饑饉を招き、人々は流亡せざるを得なかった。

工科左給事中魏裔介奏言す。連歲水災頻仍たり。直隸・河北・山東は饑民の逃亡甚だ衆し。^⑩

そのため、それを逆手にとって、

平度州知州李芝蘭が審問した逃人事件。……窩主の木城関の家・土地はとても狭いので、多くの逃人をあちこちの県・村に分散した。それでもなおおぼれてやっかいなことになるまいよう、巧みにとりつくりう方法を考え出した。つまり饑饉で逃げて食を求めているのだとでっちあげて、村人を欺いたのである。逃人達は男女を問わず外見を改め、子供は車にあふれ、農具も載せているとなれば、本当に流亡と見まがうばかりである。郷約・保正はまんまとひっかかって、まともに流民だと信じ、かくまってやったのである。^⑪

と巧みに隠匿する手もあったのだが、実際問題右のケースも、

逃人小曲兎の供述は以下の通り。手前は鍍黄旗陳泰グサ額兎格兔ニルの者でございます。京南の河間県比梁（北梁）で屯田しておりましたが、連年の水害で、糧米も高うございました。手前は山東の生まれですので、毎年饑饉なのを見て、昨年正月十八日に、八哈達、王木匠と共に先にこちらへ参ったのは、相違ございません。他の者も手前が逃げていくのを見て、続々とみんな参ったのでございます。皆比直人（北直隸人？）なまりでしゃべり、外見も改めました。^⑫

とあるように、やはり饑饉で流亡したのが実情であった。

また、このような饑饉による流亡といった負の誘因に対し、正の誘因とも言うべきものがあつた。それは開墾・再開発である。

梁方仲『中国歴代戸口、田地、田賦統計』甲表七四、清順治・康熙・雍正三朝的人丁及田地数によれば、順治八年の二億九千万畝あまりが、十八年には、五億二千万畝あまりになっている。時はまさに未曾有の開墾・再開墾ブームにわきかえっていた。

そのため、逃人達は、逃亡したとしても、食うに困ることはなかった。なぜなら、傭工の口がいくらでもあったからである。

職方督捕司が訊問した趙万倉の供述。私が逃げて猷県の趙科營におりましたところ、民の許代化が、許氏を九千文で売ってくれました。仲人の南万良が話をつけてくれたのでございます。その後、私が彼の家を探しておりますと、ばったりと李四に出くわしました。彼が言うには、王哥荘の人が雇工を求めているとのこと。私は即ちそこへ行き、高冬を保証人にして、王東斎の部屋を借りて住み始めました。^②

この記事から窺えるように、我々は、逃人だからと言って、着のみ着のまま、身一つで逃げて来るような哀れな姿をイメージする必要はない。確かに討飯乞食してまわるような者もいるが、彼等は彼等なりに成算を抱いて逃げ出したのである。手持金や牛馬を売り払った金で何とか食いつなぎ、傭工の口を見つけて生きのびるといのが一般的であったように思われる。そうだとすれば、時代は圧倒的に逃人に対して有利であったとせねばなるまい。

- ① 『清初政治発展論集』一七八頁。
- ② 『逃人』19、凶海題逃人朱和尚行劫殺人事本。
- ③ 『逃人』21、凶海題李花子隱匿逃人事本。
- ④ 順治三年四月辛卯（十五日）。
- ⑤ 周藤吉之「清朝初期に於ける投充と其の起源——特に投充旗地を中心として——」（『清代東アジア史研究』所収）、十四頁。
- ⑥ 順治十二年正月丙午（二十一日）。
- ⑦ 故宮博物院明清檔案部編『清代檔案史料叢編』第四輯（中華書局、一九七九）、「順治年間的圈地和投充」34、戸部尚書車克題豐潤縣周元復土地被他人投充事本。
- ⑧ 『逃人』18、吳達禮題王國欽窩隱逃人事本。
- ⑨ 『逃人』22、吳達禮題隱匿拐販逃人事本。この史料からは、人身売買が課税の対象となっていたこともわかり、人身売買は國家公認であったと考えられる。第一章註④所引『滿文老檔』天聰四年二月六日に、
niyalma morin ihan losa eihen honin niman be, fe an i jung
人 馬 牛 驢 馬 驢 羊 三 羊 を 田 例 で 贖

leo i fejile cifun bunne hndasa,
腰の下で 税 与へ 商売せよ。

とあり、人身売買も家畜の売買も満洲人にとっては、同一に論じられるものであった。

⑩ 順治八年八月辛酉(十六日)。

⑪ 順治十一年八月甲戌(十七日)。

⑫ 『逃人』7、吳剛插图由思道隱匿逃人并殺殺身死事本に、逃人である東人の張文山、妻趙氏が「語似東音」であること。

⑬ 例えば、『逃人』18、吳達礼題王國欽窩隱逃人事本に、

我(窩主王國欽)来京告状後、有我家人来京送盤纏。對我説、李石家有一婦人、耳辺有三孔。我就到部首告。

とある。『皇清奏議』卷八、李福、安插流移疏に、

即間有携婦女逃者。紐束可改、其婦女之耳輪不可掩也。

とあるのを見れば、イヤリングの為の穴であることがわかる。満洲人の女性における耳飾の風習については、王云英『清代滿族服飾』(遼寧民族出版社、一九八五)一一頁に簡単な解説があり、満洲人の女性の子供の頃から耳に三つの穴をあけ、三つイヤリングをするのが習わしであったとのべ、以上の事が確認できる。満洲語では、イヤリングのことを *sihuan* とか *ancun* とか言うが、それについては次のような興味深い話がある。滿文老檔研究會訳註『滿文老檔』マ 太宗2、天聰六年十二月二日に「Manggultai Belle が薨じた時の記事」をのせ、正妃が殉死しようとするのを、太宗がひきとめる下りに次のようにある。

fujin jabumne, bi bihe seme encu hacin i ujire ai, bi,
夫人答へるには、我ゐた とて 異 種 の 養ふ 何ある。

han eshen, belle amji geren i ujime sambi dere seme
Han 叔父, Belle 伯父 衆人 で 養ひ 知る だらう と
funiyehé faitarakū ancun surakū ambula naraha, han
養 切らず 耳飾 解かず 大いに 拒んだ。Han
hūnautleme tafulame donggogege be beise be taktrame
力め 諫め Donggo Goge を 請王 を 遣はし
funiyehé faitabuhā, ancun suhe, juse be gosime fujin i
養 切らせた。耳飾 解いた。千等を 愛しみ 夫人の
dahara be nakabuhā,
従ふ を やめさせた。

これによれば、耳飾とどうのが単なるファッションではなく、何か特別な位置を占めてゐるのではなからかとも思われるのだが、よくはわからな。御教示を乞ふ。

⑭ 順治十年二月辛酉(二十四日)。

⑮ 順治五年閏四月丁未(十三日)。

⑯ 順治十五年五月庚戌(十四日)。

⑰ 順治十一年正月乙卯(二十四日)。

⑱ 『清代檔案史料叢編』第四輯、「順治年間的圍地和投充」22、戶部尚書喀達洪題會議投充人丁土地情形本。

⑲ 順治十一年二月癸酉(二十二日)。

⑳ 『逃人』8、劉昌等題木城関誘窩逃人百余名事本。

㉑ 同右。

㉒ 『逃人』6、吳達礼題高冬隱匿逃人事本。

三 逃人問題の体制化

前節で述べたような家人の移動、開墾・再開発ブームによる人手不足は、明らかに逃人に対して有利に働く要因であった。逆に言えば、満洲人にとっては、逃亡されるばかりで、ほとんど捕まらないという苦々しき状況であった。

且つ逃人多きこと数方に至るも、獲うるところは什の一に及ばず。^①

と順治帝が怒りを表わす通りである。

そのため、順治十年十二月癸未（二十一日）に、逃人専門の衙門、兵部督捕が設立される。

兵部督捕満・漢侍郎各一員を設く。司官各六員を増す。別に公署を設け、緝逃・捕寇の事務を専理す。

それでは、兵部督捕が設立される迄はどこが請け負っていたのであろうか。一番始めは三頁で引いておいた史料に見られるように、兵部が単独で処理していたようであるが、隠匿満州逃亡新旧家人律の段階では、兵部↓刑部というラインが形成されている。

このことは、劉氏が、歴史語言研究所蔵の一七八件の逃人関係の檔案から作成された表からも確認し得る。^② 勿論、撫按や兵部が擬罪している例がないわけではないが、撫按が、題して請うらくは、部に勅して審奏せしめんことをとのべていたり、兵部への批紅で、三法司核議して具奏せよとあったりするのは、兵部↓刑部という順序が一般的であることを証するであろう。

そのようなわけで、兵部督捕が成立した後も、これを引き継ぐ形で、兵部督捕↓刑部という順序になるのである。それではなぜ二つの衙門が関与し、しかも順番が兵部・兵部督捕↓刑部となるのであろうか。律にそう規定されているからだと言ってしまうえばそれまでであるが、逃人の具体的な官僚制内の処理手続をここで見ておく必要があるであろう。

『康熙大清会典』卷一〇七兵部督捕、逃牌に、

順治十五年諭す。凡そ旗下の家人逃走せば、本主即ちに該都統・副都統・佐領等官に報明す。印結を具して部に報ず。とあり、又、檔案史料には、

臣が考えますに、逃檔は兵部に提出するのですから、逃人問題は兵部の職掌であります。^③

私の家人の阿余錫が逃人をつれて衙門へ参り、衙門の方に報告し申し上げましたが、逃牌が提出されていないとのことで、(章京に)取り上げていただけませんでした。^④

とあることから復元すると、次の様になるろう。

旗人→逃牌→八旗→逃檔→兵部→兵部督捕

このように、逃人は、八旗で把握されているのは当然としても、中央官庁では、兵部・兵部督捕で把握されていたのである。そのため、容疑者が拏獲されると、先ず兵部・兵部督捕に送られて、提出された逃檔に基づき、逃人であるかどうかの確認が行なわれたのであった。

その逃檔は、

臣(兵部督捕左侍郎吳達礼)等が逃檔を調べましたところ、逃人の張二が、已に三回逃亡しておりますのは事実であります。^⑤

というように、個人別にファイリングされ、過去の逃亡・判決の記録が残されていた。

それでは、なぜ兵部・兵部督捕の次に刑部が来るのかということであるが、これは改めて言う迄もないことである。隠匿満州逃亡新旧家人律を見ればわかるように、逃人は大辟案なのである。そのため、刑部が擬罪せざるをえない。

しかし、だからと言って、兵部・兵部督捕が事実関係を明らかにし、それに基いて刑部が擬罪するというわけではない。ここで一つ、「凶海題捉獲二次逃人事本」を具体例として、逃人の処理の仕方を見てみよう。^⑥

逃婦の二姐は、南宮遊撃楊世隆、捕総王民標に拏獲され、兵部につれてこられる。兵部では、事件を兵部督捕の職方督捕司に廻す。そこで、副理事官卜爾代、員外郎李萑がとり調べを行い、逃檔の調査により、二姐に逃走歴があり、今回で

二度目である等々の事実が明らかにされる。それが堂官に報告されて、誤りのないことが確認されると、堂官による擬罪が行なわれる。

臣等が調べましたところ、逃婦二姐が二回逃走したのは事実であります。どうか刑部に廻して死罪にされますように。

これが題奏され、三法司核議して具奏せよとの旨が下り、事件は刑部へと廻される。刑部では広西清理司の理事官朝可托、署司事員外郎楊廷錦が訊問を行う。

逃婦二姐への訊問。お前は督捕衙門で二回逃げたのは事実だと述べているが、他に何か辯明するところがあるか。供述。私が二回逃げたのは事実でございます。

このことが堂官に報告され、誤りのないことが確認されると、三法司会同しての擬罪となる。

二姐が二回逃走したのは事実であります。よって新例に照らして、絞監候、秋後処決と擬罪すべきであります。他は督捕衙門の議と同じであります(余同督捕議)。

あとは皇帝の判決を待つだけとなるのだが、兵部督捕は刑部に対して擬罪する、原案作成という役割を負っているのだから。

これは、先程ものべたように、逃人事件が必ずといっていい程死罪がらみになるためであるといつて良い。死刑の最終判断は皇帝が有し、刑部はあくまでも原案作成に止まるのだが、兵部督捕は、更にもその原案を作成するのである。

逆に死刑以外の処置については、兵部督捕は直接に皇帝に題奏するのであり、死罪がらみの時も、一応刑部に廻しはするものの、刑部としても、死罪以外は督捕の議に同じと単純に追認するに止まる。

さて、このように逃人問題を処理する上級官庁は、兵部・兵部督捕、刑部に特定できたとしても、実際に逃人を拏獲する主体は様々であると言つてよい。

隠匿満州逃亡新旧家人律では、「或いは旁人に告首せられ、或いは失主察獲し、或いは地方官察出せば……」とあるよ

うに、一般人の告発、失主の搜索、地方官の捜査の三つが予想されているようだが、他にも一般の旗人が拏獲したり、逃人が自首してくるケースもある。

しかし、いずれにしても、前章で見たように、家人の逃亡は莫大であるのに、その拏獲は極端に困難なのであった。満洲人や地方官は、自らの利害にかかわるから、精力的に拏獲するのは当然としても、これではあくまでも点の捜査であって限界がある。

そのため、満洲人や官僚組織だけではない面の捜査を可能にするもの、いわば国家体制としての捜査を可能にするものを動員せねばならない。それが保甲法である。

保甲法が、清初の成立当初からして、逃人対策を一つの目的としていたのは、既に挙げた史料(三頁)よりして明らかである。事実、隠匿満洲逃亡新旧家人律においても、

或いは旁人に告首せられ、或いは失主察獲し、或いは地方官察出せば、隠匿の主及び鄰佑の九家、百家長をもって尽く捉拏を行うとある。

このようにして、逃人拏獲の主体は、①自ら直接的利害を有する満洲人、②種々の逃人法により間接的に利害を有する官僚組織、③保甲制による一般人の三つに大別でき、清朝は構成メンバーの全てを逃人問題にかかわらせることによって、逃人問題を体制化することに成功したのである。

しかし、これがあくまでも法制上の体制化でしかなかったことは、逃人問題を実際に解決する上での限界であった。つまり、第一章の最後でのべた問題、法の制定と逃人問題の解決はあくまでも別のことであるという問題がここでも再現されるのである。

このことを以下具体例で確認していくと、まず、嚴刑の対象となると、告発するよりはむしろ、

窩主李二善友の供述。我々が住んでおります処には、范家荘は二つございます。一つは放棄され、一つは人が住んでおります。逃人

の張大等は、放棄された范家荘の私のもと住んでいた空屋に住んでおり、私は二度ばかり追っ払ったことがございます。^⑦
というように、かわわりを避けるために追い払うとか、

趙惟教の供述。順治七年六月に、私の女婿の張二が、逃人の董三・夏龍を我が家につれて参りました。郷約の由思道が私に言うには、この三人は満洲の逃人なのに、あなたは何で家に隠まっているんだとのことです。やつがこのようにゆずるものですから、私はやっかいなことになるのを怕れて、銭十吊を与えました。^⑧

というようにもみ消してしまい、問題が官僚制の中に取り込まれないのであった。

又、保甲制は、次のような致命的欠陥を持っていた。

告発者の秀才王湛の供述。乞丐の張守玉はもとより貧民で、牌甲に入っておりません。無人の廟に住んでおりますので、隣家、十家戸もございません。やつが逃人を妻にしておりますので、村中後日の連累を恐れ、そこで私が告発したのでございます。^⑨

この場合は偶々告発されたものの、逃人も窩主もいるのに、保甲制の網目から漏れているが故に、誰にも責任がかからないという事態があり得たのである。^⑩

要するに、一般の民において、基本的に逃人は利害のない問題であった。もしくは、お上と係わらざるを得ないという点でやっかいな問題であった。どうして好き好んで危ない橋をわざわざ渡ろうかというのが実情であったのである。

このようにして見てくると、法的には全構成員に係わる問題であっても、実際には、満洲人だけが積極的に解決せんとしていたことがわかる。しかも、その満洲人ですら、間々逃牌を出し忘れていたのである。逃人の一割もつかまらないというのも当然であろう。

しかし、このように拏獲率が極端に低いとしても、逃人自体が万のレベルであるから、それでも、拏獲されて、官僚制の中で処置される件数は、かなりの数に上るのであった。

その結果、どのような事態が招来されたかという点、

督捕衙門に諭す。向來定むるところの隠匿逃人の法は、窩逃の人をもつて逃人の本主に給発して奴となす。意わざりき、遂に姦徒機に乗じて詐害し、弊端百出するを。後改議を経て、隠逃の窩主を絞秋決に擬するに、逃一人ごとに、輒ち一窩逃者を重辟に置く。年来、秋決の重犯は、半ば窩逃に属す。人命は至重。誰か朕の赤子に非ざらんや。心において忍びず。というように、秋決の重犯の半分が逃人がらみという事態にまで及んだのであった。

この上諭は、順治十四年二月十三日(丙戌)に出されたものであるが、当時どの位の死刑囚がいたかというのと、例えば、前年十三年には、やや特殊な事態ではあるが、

刑部に諭す。上年(十二年)暫らく秋決を停む。今年の朝審のまきに決すべき人犯は甚だ衆く、共に百有餘案あり。法を按ずるに、俱に重辟に当た^①る。

とあるように、百件以上も大辟案があったのである。

いくら清朝が強権的、高圧的であったとしても、この現実にはショックを受けたはずである。事実、その直後に出された皇貴妃冊封の恩赦では、

今歲の朝審の候決の重犯は、一百三四十人に至る。罷辟するを知るなく、独り生成より外るは、殊に憫惻すべし。その在京朝審せる見在候決の囚犯は、俱に減等して発落するを与^②す。

と減刑が命じられている。そのため清朝は、逃人問題を処理する際の官僚制内の基準である逃人法を更定せざるをえなくなつたのである。

折しも逃人法の弊害は、それだけに止まるものではないことが明らかになってきていた。

満洲家人夥党を私結し、逃人を隠匿すと指称し、民間の財物を索詐する者甚だ衆し。^③

このように刑部は報告する。逃人法が官僚制内の基準であることを逆手にとつたゆすりである。

このようになってくると、順治帝としても、最早満洲人可愛さだけではすまなくなってくる。八旗に猛省を促す上諭を

出さざるを得ない。^④

八旗各牛衆に諭す。朕念うに、滿洲官民人等攻戦に勤勞、大業を佐成す。その家中役使の人は、皆艱辛より獲え、これに収養を加うれば、誼として去るべきなし。乃るに十余年間、或いは親戚を恠い、或いは誘引せられ、背逃すること甚だ衆く、隱匿は滋多なり。故に特に蔽法を立てて懲を示す。窩逃の正犯は、例に照らして絞に擬し、家産は尽く籍没を行う。鄰佑は流徙し、有司以上の各官は分別して処分す。一人の逃匿をもつて數家を株連し、無知の奴僕をもつて累は職官に及ぶ。立法かくの如くその蔽なるは、皆爾等數十年の勞苦を念い、万に已むを得ずして設く。朕の本懐に非るなり。

逃人を官僚制内に取り込んで、そこで処置する以上、逃人の社会的抑止は、官僚制内処置の厳しさを示すことによって、反射的に抑止するしかない。しかし、これは順治帝の本懐ではなかった。

爾等も亦まさに思うべし、家人何をもつて輕去するや。必ず因なきには非ず。果して能く平日その衣食を周くし、その勞苦を節し、情に任せて困辱するなく、非刑もて拷打するなくんば、彼まさに恩に感じて効力せん。あに逃を思うの理あらんや。爾能く彼の身を容るれば、彼自ずから能く爾の心を体せん。もし専ら蔽法の禁止を恃みて、全く体恤せずんば、逃者は仍りて衆し。何の益かこれあらん。

逃人問題を真に解決するのは、官僚制内の論理Ⅱ法ではない。あくまでも社会的関係である。

朕は万国の主たり。この犯法の諸人を念うに、孰れか天生の赤民に非ざらん、孰れか朝廷の赤子に非ざらん。もし刑罰日々繁く、戸口日々減ずれば、爾の心亦何ぞ能く自ら安からんや。今後務めて各々朕が意を仰体し、覚悟省改し、奴僕をして充盈せしめよ。富貴を安享すること、あに休まどならざらんや。兵部即ちに伝知を行え。

結局、逃人問題は、官僚制によって処理される以前の段階、社会の段階で解決せよというのが順治帝の考えであった。

しかし、ここで暗にはのめかされている滿洲人による家人の酷使・虐待といった状況は、順治帝がのべるように覚悟省改すれば解決されるようなものではなかった。そこにはもっと構造的な問題があった。工科 *aisitaku hafan* (員外郎) 散都

はのべる。

八旗滿洲の兵民、旧年以來、疊ねて水□□災に遭い、屢々征調の苦ありて、窮困已に極まる。衣服・器□は典當して尽く空しく、僅かに能く口に糊す。又、東那西借、売奴鬻婢してもって馬匹を買飼し、軍器を修造するの資に供す。且つ毎丁分かつところの田地は、幸いにも豊年に遇わば、加うるに按季支領せる銀米をもつて、稍自給するに堪う。今連年頻りに旱澇を經、称貸するもなお償うべき無し。衣食の需、復た何ぞ出ずる所あらん。¹⁵

このような八旗の困窮問題の中に置いて考えてみるならば、逃人問題とは、当時の社会状況の中で、何如なる国家体制を選択するかという問題でもあったのである。少くともそれは、矢つぎ早に逃人法を發布し、官僚制の処理基準を精密に彫琢していくことによつて解決されるものではなかつた。

- ① 順治十一年六月甲子（六日）。
- ② はじめに、註④参照。
- ③ 『逃人』2、許作極題為逃人之事不必另設職官事本。
- ④ 『逃人』20、吳瑩札題捉獲三次逃人事本。
- ⑤ 『逃人』15、吳瑩札題捉獲三次逃人事本。
- ⑥ 『逃人』28。
- ⑦ 『逃人』17、吳瑩札題李二善隱匿逃人事本。
- ⑧ 『逃人』7、吳喇插題由思道隱匿逃人并毆身死事本。
- ⑨ 『逃人』9、吳瑩札題張守玉隱匿逃婦事本。
- ⑩ 東京大学東洋文化研究所蔵康熙十五年『兵部督捕則例』にのせる逃人逃走在空地蓋房居住例は、このような事態に対処したものであろう。
- ⑪ 順治十三年十月戊戌（二十三日）。
- ⑫ 順治十三年十二月己卯（六日）。
- ⑬ 順治十三年六月庚辰（三日）。
- ⑭ 順治十三年六月己丑（十二日）。
- ⑮ 『明清檔案』A 17-29、工科愛惜喇庫哈方散都揭請重饗祀清兵餉恤窮丁齊刑罰。

四 督捕則例の成立

しかるに、滿洲人にしろ漢人にしろ、当時の官僚達は、この問題を、法律論議の枠内に踴躍させてしまったと言つてよい。

満洲人が、逃人問題の解決に並々ならぬ意欲を示していたのは、既に何度ものべたところであるが、基本的に被支配者たる漢人は、たとえそれを苦々しく思っていたとしても、ある程度は容認せざるを得なかった。少くとも、全面的に逃人問題を否定し去ることはできるはずもなかった。

それでは、漢人達は、それを一旦容認した上で、如何なる地点から反撃を加えていったのであろうか。

それは、法の平に非ず、逃人法は、罪情に対して刑が重きに失しているという点であった。漢人達は、執拗にこの点を責めたのである。

兵部督捕右侍郎臣魏瑄、謹しんで奏するは、籍没は聖朝の令典に非ず、逃窩にはまさに定むべきの罪名あり、祈るらくは経久の法を立て、もって遵守に便ならしめんが事のためにす。……窃かに思うに、籍没は良法に非ざるなり。嘗て律例を按ずるに、籍没は止だもって叛逆に処するのみ。強盜は已に預からざるに、いづくんぞ独り逃窩の一罪のみ例として竟に籍没し、これを行うこと数年、いまだ改めざるや。あに窃逃の罪遂に強盜より重からんや。即ち、窩盜の律は、情を知りて贓を分かつ者は盜と同罪にして止む。その情を知らざると情を知りて贓を分かたざる者は、仍りて輕重等あり。乃るに、初犯・再犯の逃人は罪鞭一百なるも、窩主は則ち籍没を行う。何ぞ逃者反って輕く、窩者反って重きや。法の平に非ざるなり。^①

この督捕衙門内部からの批判は、不満の口火をぎったも同然であった。答十から凌遲処死に至る刑罰の絶対的目盛りとの比較を根拠にした批判が、続々と漢人の間から噴き出して来たのである。

吏科右給事中王楨奏言す。窩逃は既に議して、盛京に発して屯種せしむ。もし復た田産をもって入官せば、これ仍りて籍没を行うなり。請うらくは、充軍の例に照らして、止だ本身夫婦のみを發し、その餘の家口・田産は、俱に追論するを免せんことを。窩主に至りては、既に遣すれば、又議して、鄰佑・保甲・保官をして銀四十兩を出だし、逃人の主に給与せしめんとす。恐るらくは、この例一たび開かば、貪得者の心を啓き、因りて事を生じ人を害わん。深くいまだ便ならざるに属す。^②

このような漢人の批判に対しては、魏瑄の処分を始めとして、断固たる態度をとったのであるが、竟に順治帝としても、

その批判を認めざるを得なくなる。

諸王・大臣隱匿逃人例を議覆し、奏入る。旨を得たり。王等議するに、逃人を隱匿するの家は、逃主に給与して奴となすとあり。朕思うに、もし姦悪の徒あらば、財を図りて局を設け、もつて無辜を害う。従前正法の小羽子等の如きは、亦測るべからず。宜しく詳慎に定議すべし。その地方・兩隣・解子流徙の例は、一罪犯によりて衆人を牽連し、家を蕩し産を廢し、他方に遠徙す。朕心に忍びず。且つ議するところの大小官員等の罪も、亦太だ過なるに属す。著するに、一併に另議具奏せよ。^③

ここで注意せねばならないのは、罪に比べて刑が重きに失しているというのは、何も逃人法だけに限った話ではなかった点である。むしろ、これは滿・漢の法文化の違いにでも帰せらるべき問題であった。滿洲人は重めに、漢人は軽めに刑を当てる。確かに当時このような傾向が存在した。

吏部に諭す。朕、法司の覆奏せる本章を覽ることに、龔鼎孳往往にして倡えて另議をなす。もし事滿洲に係らば、則ち滿議に同じく重律に附会す。事漢人に涉らば、則ち多く兩議を出だし、寛条を曲引す。果たして公忠国の為にするに係らば、あに肯てかくの如きならんや。龔鼎孳は、恩を蒙りて總憲に擢任せらる。忠を尽くして凶報するを思わず、乃ち偏執して恩を市るは、これ何の意見ぞ。著して明白に回奏せしむ。爾部即ちに伝諭を行え。^④

都察院左都御史龔鼎孳の不公平さを批判したのだが、この記事から間接的に窺われる滿洲人は重律を、漢人は寛条を引く傾向というのは、順治時代の法実務の場で、往々にして衝突せざるをえなかった。成程、この記事を見る限りでは、龔鼎孳という男は、不公平な男であったのかもしれない。しかし彼の行いを、当時の法律論議の中に置くならば、必ずしも極端にずれたものとも言えないのである。

ここで一つ具体的に、逃人問題で、滿洲人が重く、漢人が軽く擬罪している例を見てみよう。^⑤

刑部左侍郎吳喇插、右侍郎阿思哈、右侍郎色冷、啓心郎对哈納、理事官薩木彩の意見。督捕衙門の方で逃人のことは処置したのは除き、木城関が滿洲の家人百人余りを誘惑し、民家に別々に住ませ匿まっていたのは事実であります。木城関の犯行は重大であり、

当然死刑となります。恩赦の条項にも、真正死罪は赦さないとありますれば、木城関が満洲の家人を誘惑したのは、立斬相当でありましょう。王茂は満洲家人を誘惑しておりませんが、木城関が逃人二十人ばかりをつれてきたために匿まったのであります。とりあえずは、恩赦の逃人を匿まうは免罪の条項に違ひ、王茂は条項通り免罪とすべきでありましょう。

以上の満洲人の議に続き、漢人の議となる。

刑部尚書任浚、右侍郎林德馨、郎中蕭家芝の別意見。木城関・王茂・唐起等七名は逃人を匿まいました。唐起等五人については、督捕衙門で已に旧例に鑑みて流徒に擬罪しております。木城関が逃人百余名を誘惑いたしましたのは、新例の施行以前ではあります。が、犯罪極めて重大なれば、新例を引いて死罪とすべきであります。王茂は、木城関が逃人二十人余りを連れてきたため匿まったのであり、誘惑したわけではありません。旧例に鑑み、流徒とすべきであります。ところが恩赦に違つくと、満洲の逃人を匿まうのが恩赦施行前であり、現在審理中のものは、全て赦免せよとあります。木城関・王茂は、施行前、審理中に当たりますから、全て恩赦通り免罪とすべきであります。

結局これは、満洲人の意見が採用されるわけだが、満洲人は重めに、漢人は軽めに擬罪するということは、十分窺えよう。そのため、漢人側としては、満洲人の法運用が重すぎることを、律通りに擬せよ等々色々な側面から攻撃を加えるのである。この批判は、常に各論として出てくるので、次の一例を挙げるに止めたい。

刑部尚書劉餘祐の条陳せる六事。一、斬・絞の罪犯は、まさに律に照らして分別すべし。よろしく一概に斬に論ずべからず。一、流徒の人犯は、逃人を隠匿せるはまさに部に解るべきを除くの外、その餘の律文に、もとより部に解るの字様なし。まさに改正すべし。一、誤りて人命を傷つくるは、もとより本律あり。まさに人に賠して、もつて法を愾ぐるの端を開くべからず。一、強盜は正法するの外、律に籍没の字様なし。まさに籍没を免ずべし。一、逃人を隠匿せば、窩主は流徒す。審明せば、まさに即ちに陸統と押発すべし。よろしく多起を積むを候ち、久しく獄底に禁ずべからず。又、もし隠匿の家、父子の至情に係らば、聖恩を乞ひ、量りて分別するを与す。一、真正の旗下の旧人は、事を犯さば、監禁するを許さざるを除き、もし投充人の事を犯すに係らば、よりてまさに一体に究治すべし。

この史料からわかるように、漢人の狙いは、律の遵守、犯罪の構成要件の細分化の二点によって、刑を軽減することにある。そして逃人法も、当然この流れの中でとらえられなければならないのである。

逆に言えば、満洲人はそのようなことにはかなり無頓着であったのである。彼等が求めていたのは、あくまでも、逃人問題の実質的、社会内解決であって、官僚制内解決ではなかったからである。

兵部督捕の見解。……木清額は逃走し、順義県で撃獲されて送られてきたのに、その時、管家の阿余錫は、こいつは逃人ではございませんと言つて、村へ帰したのであります。勝手に収養して、結局部の方に送らず、個人的に犯人を恕してしまつた以上、阿余錫は、刑部に引き渡して処分すべきであります。^⑦

もっとも、現実にとられた方策は、逃人法の遵守整備、つまり、犯罪の構成要件を細分化し、それによって刑の軽減をはかるといった方向であった。確かにそうでもしないと困る事態が存在した。死刑囚が膨大な数に上るといふのは、その一例であるが、しかしそれらは、あくまでも逃人問題が官僚制にとりこまれた後の問題なのであって、法の整備自体は、逃人問題の発生する社会的要因とはとりあえず無縁、もしくは、二次的な影響しか及ぼさないものであったのである。

かくして、このように法律論議が活発化する中で、清律の校訂問題が日程に上ってくる。順治十五年五月辛亥（十五日）のことであった。

九卿・詹事・科・道、刑部の条奏せる四款を會議す。一、請うらくは、大臣に選委して、大清律例をもつて校訂成書し、御覽に進呈して親裁し、頒行遵守せん。……これに従う。

次いで、同年十二月己巳（七日）に、大学士の巴哈納、金之俊、衛周祚、李壽、尚書の科爾昆・孫廷銓（吏部）、王弘祚（戸部）、図海（刑部）、左都御史能図が、校訂に当たることが決定される。

それでは、なぜこの時点で、清律の校訂問題が浮上してきたのであろうか。それについては、康熙九年『大清律集解附例』にのせる刑部尚書対哈納疏（康熙九年十二月十二日題奏）が答えてくれる。^⑧以下、この疏を読み下しながら、その理由を

追ってみよう。

刑部等衙門、題するは、旨を請わんがことのためにす。刑部の題せる前事内に開すらく、律内のいまだ訳せざる小字は、すでに訳し
 完りぬ。ただ関するに、大字内に満字の漢字に符せざる者あり。亦、漢字にいまだ満字に訳せざる者あり。査するに、順治三年、内
 院校定して臣部に訳發するに係る。その符せざる、及びいまだ訳せざるの処は、臣等即ちに改正をなすに便ならず。況んや律文は、
 一代の大典の関するところ。まさに仍りて請うべきは、内院に勅して、満・漢文義の符せず、及びいまだ訳せざるの処をもって校定
 画一せんことを。臣部に交發せるの日、刊刻遵行して可なり等因具題せり。

順治三年、漢文律が作られた時に、内三院はそれを訳して満文律を作った。ところが、それには、律本文の割註||小註が
 訳されていなかった。^⑨そのため、十二年十二月乙丑(十五日)に頒行された満文律では、小註まで訳したのである。しかし、
 この満文律は、内三院訳の三年の満文律を踏襲したものであったがために、律本文での訳の不備が残っていた。これを校
 定しようというわけである。

これに対して旨が下り、刑部での校定が命じられる。

該臣部隨ちに、満・漢字義の符せず、及びいまだ訳せざるの処をもって逐一翻譯し、校定刊刻して已に完りぬ。ただ細査するに、漢
 律内に、或いは註解參差し、字句訛誤し、遺落する者なお多し。満字は、漢字に照らして訳出するに係る。今、満字は已に刻し完り
 ぬといえども、漢文内に參差遺漏等の処あり。もし請明して校正せずんば、恐るらくは、罪名を定擬するに輕重符せず、もって遵行
 に難きあるを致さん。もとより、内院は旧律に照らして參酌・校正するに係れば、請うらくは、内院に勅して、旧律をもって臣部に
 頒發せしむるの日、その參差遺漏等処は、詳酌校正して可なり等因具題せり。

このようにして、満文律の訳語上での不備は正された。しかし実は、そもそも内三院が満文訳するために用いた漢文の旧
 律自体に不備が多かったために、今迄の部分的な手直しだけではすまなくなつたのである。もっと根本的に、旧律の校正
 をせねばならない。

さて、ここで旧律という言葉が出て来る。これが三年の漢文律を指すことは明らかであるが、それが旧律と言われるか
らには、新律が存在せねばならない。筆者は、先にのべた十五年十二月七日からの作業が、新律作成の作業だと考える。
事実、三年の漢文旧律は、かなりお粗末なものであったように思われる。人文科学研究所の『大清律集解附例』は、白
玉堂蔵板とある以上、部頒本ではないのであり、そうなるが故の不備があろうが、ここまでひどいことがあろうかとい
うのが偽らざるところである。次に幾つか例を挙げる。正すのに用いたのは、『大清律例硃註広彙全書』である。

○名例卷之一、公事失錯律のタイトル

公小火出 公事失錯の誤り

○同右、化外人有犯罪律本文

凡依外律人犯罪者 依は化の誤り

○婚姻卷之六、娶樂人為妻妾律のタイトル

取樂人為妻妾 取は娶の誤り

○同右、律本文

其在順治九年赦前娶者勿論 九年は元年の誤り

○戸役卷之四、私創庵院及私度僧道律

文中、寺觀の觀の字が全て観なる俗字

これらは、筆者が気付いた分のほんの一部であり、はっきり言って、かなりひどい代物である。しかし、筆者には、こ
れ等が全て部頒本でないが故のミスだとは思えない。やはり対哈納疏に言うように、三年の漢文律には、かなりの参差遺
漏があったのである。

恐らく、このような不手際は、刑部当局には、かなり早い段階で気付かれていた。十二年正月癸丑(二十八日)の兵科都

給事中魏裔介の上奏に、

今、天下の各衙門、ただ律書一部を有するのみ。鎖閉深蔵せば、小民与り聞くを得ず。故に法を犯す者甚だ衆し。

とあるのも、誇張された表現ではあるまい。刑部としては、自らの面子にかけても、順治律の流布をなんとか阻み、なるべく早く校訂へと持ち込みたかったのである。そうである以上、法律論議の活発化は、まさに渡りに舟であった。満洲人達も、ようやく律の何たるかがわかってきていた。

このようにして、順治十五年五月辛亥（十五日）、校訂開始が決定される。順治律が制定されて既に十年以上もの年月がたっていた。しかし、逆に言えば、事態が皆に理解され、気運が盛り上がるためには、それだけの時間が必要でもあったのである。決して遅すぎたとは言えまい。

さて、対哈納疏は、その後、三法司で律を校正せよとの旨が下り、旧律と磨対校正したと題奏して終るのであるが、その時磨対校正された新律は、どのようにして出来上がったのであろうか。

順治十七年四月壬辰（八日）に、

大学士覺羅巴哈納・衛周祚・李蔚・戸部尚書王弘祚・刑部尚書能図等、論に憑いて律例を校訂す。盛京定例、及び歴奉の上諭、並びに部院衙門の条例をもつて、まさに律に入るべき、まさに律に入れざるべき各款に分晰し、滿・漢文各六冊を繕写し、御覽に進呈す。という作業が行なわれた。そして同年十一月丁丑（二十六日）に、

吏部尚書覺羅伊図、礼部尚書渥赫、兵部尚書蘇納海、刑部尚書雅布蘭・杜立德、工部尚書郭科に命じて、会同して律令を校訂せしむ。と再度の校訂が行なわれる。

このようにして校訂作業が続けられ、最終的に新律が完成するのは、対哈納疏の上奏された日付である康熙九年十二月十二日ということになるのであろう。そのため、従来我々が広い意味での順治律と目してきた東洋文化研究所蔵康熙九年『大清律集解附例』、『大清律例硃註広彙全書』等の書は、康熙律とも呼ばなくてはならないことになる。又、瀧川政次

郎氏が、戦前北京に於いて入手された順治律の原刊本も、戸役が十五条である以上、実は康熙律だったのである。^⑩

さて、それでは、順治律と康熙律を判別する最大のメルクマールたる隠匿満州逃亡新旧家人律は、なぜ脱落したのであろうか。

答は、もう示されている。順治十七年四月八日の段階で、それは、事実上兵部督捕の則例と目され、不応入律欸に分類されたのである。^⑪そして、兵部督捕が、刑部に対して原案作成の位置にあるからには、刑部としても、律を失って困ることとはなかった。

『康熙大清会典』にのべるように、督捕則例は、兵部督捕の成立とともに次第に整備されてきたのであった。^⑫確かにそうではあるが、則例が各衙門律例の総名である以上、我々は、刑部の則例たる律から隠匿満州逃亡新旧家人律を脱落させたこの時をもって、督捕則例成立の一大画期とみなさねばなるまい。

① 『皇清奏議』巻七、兵部督捕右侍郎魏瑄、罷籍沒定逃窩疏。『実録』
では、順治十一年正月丁巳（二十六日）に節略してのせる。

② 順治十一年二月庚寅（二十九日）。

③ 順治十一年八月甲申（二十七日）。

④ 順治十二年十月戊辰（十八日）。

⑤ 『逃人』8、劉昌等題木城関誘窩逃人百余名事本。

⑥ 順治九年四月丁卯（二十六日）。これは、『皇清奏議』巻五に、画一
法守疏としてのせる。こちらの方がもとの形であるわけだが、引
用するのに便利のため、『実録』の記事を引いておいた。

⑦ 『逃人』20、吳達礼題捉獲三次逃人事本。

⑧ 『大清律例硃註広衆全書』にものせるが、康熙九年のものと対校す
ると、若干の異同がある。

⑨ 小註については、滋賀秀三「清朝の法制」（板野・田中・衛藤編『近
代中国研究入門』東京大学出版会、一九七四所収）二八九・九〇頁参

照。滋賀氏によれば、小註の大部分は順治三年に作られたものであり、
「単に本文の意味をいっそう明瞭ならしめるために挿入されたものが
多く、ときには蛇足の感がないでもない」とのことである。筆者は、
順治律に小註が大量に加えられたのは、満洲人の理解を助けるため、
もっとはつきり言えば、滿文訳するに当たって、語法的に意味が通じ、
満洲人には疎遠な概念をわかり易く説明するためなのではないかと考
えている。例えば、刑律詐偽、詐称内使等官律の小註は、内院に対し
て、即古師保擬承之職、六科に対して、朝廷耳目、六部には、軍国重
務、都察院・監察御史・按察司官は、掌風憲要官といった具合であり、
漢人を対象にしたものとは考えられない。『説例存疑』を見ると、こ
の小註は全て省略されている。薛允升は「此仍明律、順治三年修改、
並添入小註。……雍正三年改定」という『律例根源』の説を引いてい
るが、これによれば、雍正三年に削除されたものと思われる。この頃
にもなれば、満洲人も十分漢人化し、このような小註が蛇足となった

ために、削除したのであろう。

⑩ 瀧川政次郎『清律の成立』、『支那法制史研究』有斐閣、一九四〇所収）二六六頁。

⑪ 但し、脱落した日時は特定できない。第一章註⑨で引いた『中国法制史書目』に引く『大清律集解附例』の解説によれば、この本には『欽定則例』一卷が附載されており、康熙二年欽准の『兵部督捕欽定逃人事宜有関則例』が輯録されているという。これによれば、隠匿満州逃

結 語

以上、順治時代における逃人問題を、官僚制と社会との係わりでみてきた。満洲人にとっては、あくまでも実質的解決、社会内解決が求められ、更に官僚制内解決を加えるのは二義的な意味しかもたなかった。

一方、漢人は、官僚制内解決にこだわった。基本的に逃人問題に利害を有しない以上、彼等は、それにこだわることによってのみ満洲人に伍することができたのである。

満洲人としても、漢人と共同統治せねばならない以上、漢人の主張に引きずられざるを得なかった。今迄のように、無頓着に死刑に当てていては、成程毎年毎年多量の死刑囚が出る。確かに漢人の主張にも一理あったのである。

そのため、彼等は、法律論議、官僚制内の問題処理基準の手直しにやっきになりだした。けれども、それらは、あくまでも、まず官僚組織内の基準であるが故に、逃人の実質的解決、社会内解決とは一定程度乖離せざるを得なかった。

又、吏部に論ず。督捕衙門の奏するところに拠るに、逃人甚だ多く、獲えし者は極めて少しとあり。督捕衙門を設立せるは、専ら逃人を稽察し、緝解を厳督せんが為なり。それ如何に厳察して、逃者をして必ず獲えしむるか、如何に法を立ててあえて隠匿せしめざるかは、全く譲及せず。ただ逃人、及び竊獲の数目をもつて奏聞するのみ。（兵部督捕左侍郎）吳達礼・（兵部督捕右侍郎）霍達等は、甚だ怠玩に属す。著するに、議処して具奏せよ。①

亡新旧家人律は、康熙二年には脱落していたようであるが、白玉堂本『大清律集解附例』には、「康熙三年三月十二日奉旨增添入律」として逃人に関する規定が存在する。こちらに従えば、康熙三年段階ではまだ脱落していなかったのかもしれない。

⑫ 『康熙大清会典』卷一〇七、督捕一、則例。

⑬ 『戸部成語』。

という順治帝の不満・怒りは、満洲人全体の不満・怒りでもあったはずである。

しかし、順治時代はまだよかった。なぜなら、満洲人に、逃人問題解決への強い意欲があったからである。彼等が逃人問題に十分利害を有していたがために、官僚制と社会がそれでもまだ密接に結びつけられ、官僚制の動きが社会へ、社会の動きが官僚制へと伝わっていったのである。

しかし、この強い意欲も、康熙時代に入り、時が立つにつれ、次第に萎えてくる。この直接的理由は、言う迄もなく、満洲人の生活様式が、清初的な旗地経済から離脱していくことに求められる。康熙三十八年十一月庚子（六日）の兵部督捕の廃止、事務の刑部移管^②は、その官僚制的表現にすぎない。

逆に言えば、順治時代は、人も社会も、まだまだ古き良き満洲の時代であった。ところが、入関後、文化的にも社会的にも圧倒的に多様で複雑な展開を示していた漢人世界に臨み、支配していくと、そこに、次から次へと思ってもみなかった事態、満洲人が全く知らなかった事態が現れて来るのであった。それらに、一つ一つ対処していくうちに、満洲人は、人も社会も全く変わってしまったのである。

そうであるとするならば、順治帝崩御の前日、順治十八年正月丙辰（六日）の記事、

上大いに漸^下む。内大臣蘇克薩哈をして伝諭せしむ。京城内、十悪の死罪を除くの外、その余の死罪、及び各項の罪犯は、悉く釈放を行え。

様々な死刑囚と共に、逃人の窩主達も釈放されたであろうこの記事に、何か後の歴史の展開を先取りしたのを見たとしても、あながち故なしとはしないであろう。

① 順治十三年四月己巳（二十一日）。
② 『聖祖実録』。

THE ESTABLISHMENT OF THE REGULATIONS
CONCERNING THE APPREHENSION OF
FUGITIVE SLAVES (督捕則例)

TANII Toshihito

During the Shun chih (順治) era, fugitive slaves (逃人) who escaped from the Manchu banner families caused so great a political problem that the Manchus were compelled to establish severe laws, such as the Code of Concealing Manchus' Fugitive New and Old Slaves (隱匿滿州逃亡新旧家人律). On the other hand, the Chinese clarified the details of the laws, enforced the observance of them and succeeded in reducing penalties. This resulted in the repeal of the Code and the establishment of regulations concerning the apprehension of fugitive slaves. But such revisions of the laws were only those of the standards to which the Mandarins referred when trying cases. The social causes of the fugitive slave problem remained unchecked.

Zusammenleben von Katholiken
und Protestanten in Augsburg

NAGATA Ryoichi

Die Mehrheit von den deutschen Reichsstädte führte in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts die Reformation ein. Allerdings war ihre spätere Entwicklung jeder Stadt sehr verschieden, wenn man sie immer bis zum Ende des dreißigjährigen Kriegs von 1648 durchforschte. Trotz ihrer Einführung der Reformation von 1534 brachte die Stadt Augsburg seit 1548 das Zusammenleben von Katholiken und Protestanten in Ordnung und legte es 1649 als numerische Parität in der ganzen Stadtverfassung vollständig fest.

Durch eine etwa ausführliche Untersuchung der politischen und religiösen Bedingungen in und um Augsburg gelangen wir zu den folgenden Beurteilungen. 1) Der entscheidendeste Faktor, der ohne spitzen Auseinandersetzungen die Zusammenlebensverfassung der beiden Konfessionen in einer Stadt entstehen ließ, war eine breit zwischen den Stadtbewohner